

【1998年7月22日】現行老人保健制度の問題点に係る老人保健福祉審議会及び関係団体からの指摘事項（抜粋）

医療保険福祉審議会（制度企画部会第9回）

現行老人保健制度の問題点に係る老人保健福祉審議会及び関係団体からの指摘事項（抜粋）

今後の老人保健制度改革と平成9年改正について（意見書）

（老人保健福祉審議会 平成8年12月2日）

3. 中長期的に取り組むべき課題

（2）医療保険制度における高齢者の位置付け

（前略）

近年、保険料収入が低迷する中で、老人医療費の増大に伴い直後にその加入者の医療費に充てられるものではない老人医療費拠出金の負担の各保険者の支出に占める割合は年々上昇し続けているため、各医療保険者が安定した運営を行う上で、圧迫要因となっている。

このため、高齢者の心身の特性や社会経済状況の変化をふまつつ、高齢者を医療保険制度の中でどのように位置付け、老人医療費を国民全体でどのように負担していくのかについて、現行制度のあり方の是非を含めた制度の抜本的見直しを検討する必要がある。

その方向としては、世代間の負担の公平の観点から、介護保険制度案の考え方も踏まえつつ、高齢者を自ら老人医療費の相応の負担をする自立した存在として位置付けていくこと、給付と負担の関係を明確にしていくことなどを踏まえたものとするべきである。

4. 当面取り組むべき課題

（2）老人医療の効率化、適正化

老人の1人当たり医療費については、高医療費県と低医療費県とで2倍近い開きが見られるが、こうした医療費の地域差を縮小していくための総合的な方策について検討する必要がある。

（4）拠出金算定方法の見直し

なお、現行の算定方式では、調整の指標として20歳未満の者を含んでいるが、これらの未成年者は一般に稼得能力がないと考えられることから、これらの者を除いた国民全体で負担する、という考え方に改めるという意見もある。

この考え方については、保険料負担能力に着目するのであれば、20歳未満の者だ

けを除くという考え方は不適當であるとの意見もある。

「世代を越えて持続可能な社会保障制度を目指して」

～社会保障制度改革のビジョン～ (経済団体連合会：平成8年12月17日)

1. 医療保険財政の危機と1997年度の緊急対策の実施

(2) 医療保険財政の悪化

医療保険財政は、悪化の一途を辿っている。

健保組合の収支は、1994年度に赤字に転落して以来、その赤字幅は拡大し続けており、2001年度には1兆円を越える見込みである(健保連予測)。また、政管健保も2001年度1兆7800億円の赤字が見込まれている(厚生省試算)。このように、近年、医療保険の財政収支が悪化してきたのは、経済の低成長による保険料収入の伸び悩みに加え、老人保健制度への拠出金の急増によるところが大きい。特に、今後の急速な高齢化を背景に、将来の高齢者医療費、従って老人保健拠出金の急増は避けられず、これが各医療保険財政を圧迫することは確実である。

(4) 医療費総額抑制と保険財政改善のための緊急提言

これまでの医療は、国民のニーズに十分に対応するために如何に供給を増やしていくかが主たる対策となっていたため、医療のコストや無駄についての意識が薄かったことは否めない。しかし、今後急速に高齢化が進行し、医療費総額の増嵩が予想される中では、医療サービスといえどもコスト意識を持って、できる限り効率的に行われなければならない。コスト意識を持ち、無駄を省くことで、当面、医療費の総額を抑制し、これ以上の保険財政悪化を食い止め、社会保障関係予算の構造改革に着手することが可能になる。具体的には、過度の重複受診、過剰投薬、高度医療の濫用など無駄な医療供給を極力削減するとともに、被保険者に適切な自己負担を求める必要がある。医療保障制度の抜本改革に向けた、来年度の第1段階の改革では、次の緊急対策を実施すべきである。

(以下略)

2. 老人保健制度、高齢者医療費の問題点とその是正

(前略)

(1) 老人保健制度の問題点

現行の老人保健制度は、その費用の7割を組合健保、政管健保、国保の各保険者が保険料として集めた資金を拠出することで賄い、残りの3割を国・自治体が公費で賄っている。これは、70歳以上の高齢者の一人当たりの医療費が、現役世代と較べ突出して高く、自ら支払う保険料に加えて、世代間扶助の観点から支援を行っていることによる。

・老人保健制度の抜本改革

〔3〕具体的方法

1. 老人医療保険制度の創設

高齢者の位置付け(年齢区分)、年金制度との関係、自己負担率については、介護保険制度との整合性を図る。

2. 老人医療の体系化

(1) 医療提供体制

「かかりつけ医」機能を充実させることにより、保健、予防を推進するとともに早期診断、早期治療を図り、重病化、長期化を防止する。

「高齢社会」に対応できる医療制度改革のトータルビジョン

(日本労働組合総連合会 平成9年8月)

高齢者医療制度の改革

老人保健制度の問題点

(前略)

こうした不合理を是正するため、老人医療費の保険制度間財政調整を行う目的で老人保健制度が創設(1982年)されましたが、この制度は極めて特殊な制度と言わざるをえません。そもそも退職者が被用者健保の加入資格を失ってしまうことにこそ、本質的な問題があるのです。

(中略)

現行の老人保健制度の基本的問題点として次の2点が指摘できます。

第1は、当事者性です。各医療保険は高齢者医療について責任は発揮できません。

第2は、給付基準が同一なのに、負担基準がまちまちなことです。

老人保健制度加入者(70歳以上の高齢者)は、各人が属する保険団体の保険料賦課ルールによって保険料を負担します。したがって、負担の基準は保険団体ごとまちまちです。しかし、給付内容やその水準は、老人保健制度によって同一となっています。

(以下略)

高齢者医療を中心とした医療制度改革についての提言

(日本経営者団体連盟社会保障特別委員会：平成9年8月)

はじめに

- ・ こうした中で、わが国の国民医療費は、近年、毎年度約 1.4 兆円、6%前後の増を続け、バブル経済崩壊後の低成長への経済基調の激変の中で、経済との調和が崩れ、成長率とのギャップが極めて大きなものとなり、このような傾向が 5 年も続いている。

その結果、現在、健康保険組合をはじめとする各医療保険財政は軒並み赤字という危機的状況下にある。特に、高齢化の急速な進行もあって老人医療費の伸びが著しい。現在の老人保健拠出金制度は、現役世代、とりわけ被用者に極めて重い負担がかかるシステムになっており、その拠出金増が被用者保険の構造的な財政赤字の主因となっている。

1. 医療制度改革の基本方向

(前略)

- ・ 老人医療費は、近年毎年度 7~9%もの伸びを示しているが、その伸びの抑制目標を設定し、高齢者数の増によるやむをえない影響分を考慮しつつも老人医療そのものの徹底した効率化を図る必要がある(例えば、当面、「財政構造改革の推進について」(平成 9 年 6 月 3 日閣議決定)で定める社会保障関係費の伸び率(全体の 2%程度)と同程度に抑制目標を設定することが考えられる。)。老人医療費の伸びが、抑制目標を超えたときには、伸びが適正になるまでの間、診療報酬引上げ凍結を含む、老人医療にかかわる診療報酬、薬価、医療提供体制等についても広範なリストラを行う、とのルールを確立すべきである。

それでもなお老人医療費の急増が続くときには、老人医療費の総枠を設定することを検討する必要がある。

- ・ 老人医療費の地域差が最高と最低で 2 倍あることはつとに知られていることであるが、その背景、要因分析の検討は遅れている。長野県、山形県など老人一人当たり医療費が 50 万円台の県と、北海道、福岡県、大阪府など 90 万円前後の道府県との違いを検討の上、政策に反映させることが望まれる。

2. 新しい高齢者医療の仕組みの基本的枠組み

(前略)

あわせて、今後も高齢化が急速に進行すること(70 歳以上人口比率 1995 年 9.5%、2025 年 21.7%)、現役世代、特に被用者保険に極めて重い負担を課している現状を改める必要があること、給付と負担の関係を明確にし、高齢者にも相応の負担を求め必要があること、高齢者医療の性格等から、国、地方において一定の役割を果たすことが望まれること、公的介護保険制度との整合性を図ること等から、次のような基本的枠組みとする。

(以下略)

高齢者医療制度の在り方

(1) 高齢者医療の適正化

- ・ 現状では、高齢者の1人当たり医療費は若年者の約5倍かかっている。高齢者の身体の特性にかんがみ、若年者と比較して高齢者の医療費が高くなることはやむを得ないが、患者一部負担や診療報酬体系など、制度面の不備によってこの格差が拡大している部分がある。

高齢者医療について当面急がれるのは、現行の制度体系のもとで実施が可能な措置を講じ、高齢者医療の適正化を図ることである。

(以下略)

(2) 制度案の検討

(前略)

現行制度手直し案

(前略)

- ・ また、老人加入率に上限が設けられていること、老若間の保険料負担の関係が明確でないこと、拠出金負担者側の意向が反映されにくいことなどの問題が指摘されている。

老人保健福祉審議会においては、老人加入率の上限撤廃、老人保険料先充て、調整の指標から未成年者を除くなどの案が議論されてきた。

これらについて検討すると以下のとおりである。

ア 老人加入率の上限については、高齢化の進行という保険者の責に帰さない問題であり、老人医療費を国民全体で公平に負担するという制度の理念に照らし不合理である。

よって、直ちに撤廃する必要がある。

(以下略)